船舶の新規登録申請

船舶法第5条第1項

(総トン数20トン以上の日本船舶)

【申請対象者】

船舶所有者の全員(又は船舶所有者の全員から委任を受けた海事代理士)

【提出時期】

法務局へ日本船舶を登記した後

【申請書様式】

船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書〔申請様式第3号〕

【添付書類】

- ◆ 法務局が発行する船舶の登記事項証明書(登記簿の謄本又は抄本)又は登記済証
- ◆ 証書等の受領に関する情報 (添付様式第4号)
- ◆ 委任状(代理人による申請の場合に限る)

【手数料】

◆ 登録手数料(新規) 20,100円(船舶法施行細則第48条)

- ・ 所定の様式〔手数料様式第1号〕に収入印紙を貼付
- ◆ 船舶国籍証書の交付手数料 4,500円(英語併記の場合は 7,500円)(船舶法施行細則第51条)
 - ・ 所定の様式〔手数料様式第2号〕に収入印紙を貼付

【申請先】

最寄りの地方運輸局(神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む)又は、運輸支局(事 務所)